



今月のテーマ **算定基礎届の提出について**

来月7月10日は源泉所得税につき納期の特例を適用している事業者にとって、今年1月から6月までの間に給与から源泉徴収した所得税を納める期限であり、労働保険料を納める期限でもあります。これとは別にその日はもう一つ重要な手続きの締切日になっていることをご存じでしょうか。TaxNewsNo.48で経営者が知っておくべき社会保険の基礎知識の中でも少し触れていますが、今回は来月7月10日に提出期限を迎える算定基礎届の提出について、更に詳しい内容をご紹介します。

1. 社会保険とは

日本の社会保険制度においては様々な保険が整備されていますが、一般的に社会保険という言葉はサラリーマンが加入する健康保険、介護保険、厚生年金保険を指して使われます。サラリーマンが加入する社会保険には国が所管する協会けんぽと民間企業・同業者団体が組成する組合健保の2種類が存在します。なお次に該当する事業所は強制適用事業所と呼ばれ、社会保険への加入が法律で義務付けられていますので、そこで働くサラリーマンは基本的に社会保険に加入することになります。

- ① 常時5人以上の従業員を使用する製造業・物品販売業・土木建築業など一定の事業を行う個人事業主
- ② 常時、従業員を使用する法人(社会保険においては法人の役員も従業員と認識されるため、実質的には全ての法人が強制適用事業所に該当します)

2. 正社員の算定基礎届

(1) 概要

健康保険・厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者が受け取る報酬と標準報酬月額が乖離していると適正な保険料を算定することができません。そこで事業主は、その年の7月1日現在に使用している全被保険者の4月から6月の報酬月額について算定基礎届を使って届け出る必要があります。なお、70歳以上被用者とは、継続雇用している従業員で70歳を迎えた者、新たに雇用した厚生年金への加入歴のある70歳以上75歳未満の者が該当します。

(2) 算定基礎届の入手と記載内容

算定基礎届の用紙は、6月に入ると各保険組合から事業所に送達されます。記載すべき内容は下図のとおりです。

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ			
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑩ 備考			
⑨ 給与支給月	⑪ 給与計算の基礎日数	⑫ 通貨によるものの額		⑬ 現物によるものの額		⑭ 合計(⑫+⑬)				⑮ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	
										⑯ 平均額	
								⑰ 修正平均額			

(協会けんぽHPより)

(3) 提出先と提出時期

作成した算定基礎届は、協会けんぽに加入している事業所は日本年金機構が設置している事務センターへ、組合健保に加入している事業所は各健保組合へ、毎年7月1日から10日までの期間に提出します。

3. 短時間就労者の算定基礎届

(1) 概要

短時間就労者とは、パートタイマー・アルバイト・契約社員などの名称を問わず、正社員より短時間の労働条件で勤務する従業員を指します。短時間就労者のうち、1週間の所定労働時間が正社員の4分の3以上かつ1か月の所定労働日数が正社員の4分の3以上に該当する人は社会保険の加入対象者となります。

(2) 算定基礎の方法

上記2(2)の算定基礎届に記入すべき短時間就労者の算定基礎は次の方法により行われます。

- ① 4月から6月の3ヵ月間のうち支払基礎日数が17日以上のある月が1ヵ月以上ある場合…該当月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定
- ② 4月から6月の3ヵ月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合…3ヵ月のうち支払基礎日数が15日以上17未満の月の報酬総額の平均を報酬月額として標準報酬月額を決定
- ③ 4月から6月の3ヵ月間のうち支払基礎日数がいずれも15日未満の場合…従前の標準報酬月額を使用